



国際平和協力とは何か

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

党側の要求する国会での証人喚問は実現しないまま、このまま幕引きが図られるでしょう。▼「日報」問題を巡る議論は、もともと「非戦闘地域」にしか自衛隊等を派遣できないルールになっていくにも関わらず、現地部隊の「日報」には「戦闘」状態にあることを示す記述が複数明記されているという情報が浮上したことからは始まりました。

▼安倍内閣の支持率の急降下についてはいくつもの原因が指摘されていますが、森友・加計学園を巡る疑惑とともに、南スーダンPKOを巡る「日報」の隠蔽問題が大きな影を落としています。防衛省内部のガバナンスや情報公開に対する認識の欠如が明らかになり、結局、大臣、事務次官、陸上幕僚長の三人が引責辞任しましたが、この間の経緯については多くの疑念が残されています。しかし、野

▼自衛隊の派遣部隊に対して、2015年の安全保障関連法案の成立によって新たに可能になった任務を付与するに際して、政府は再三「戦闘状態」を否定してきました。その後に行われた派遣部隊の撤収についても、その理由は「任務の終了」とされました。この間の国内での議論は、派遣部隊の安全が確保さ

れているか否かに終始していました。新しい任務の実績をつくりたいがために、「安全」を強調する政府に対して、危険な現場で任務を遂行している現場が不満を募らせても不思議はありません。「日報」に繰り返し登場する「戦闘」の文字はそうした現場の抗議の証であると考えるべきでしょう。そこにあるのは、危険を「隠蔽」すれば事足りると考える政府のご都合主義です。

▼日本の国際連合平和維持活動への参加は、1992年に成立した「国際平和協力法（略称）」に基づいて行われてきました。派遣の前提が「非戦闘地域」であるという原則は変わっていませんが、国連平和維持活動そのものの範囲や内容は当時よりも拡大し変質してき

ています。日本の法律も数度にわたって改正されてきましたが、派遣当時の「非戦闘地域」が、その後「戦闘地域」になった場合に、日本が独自の判断で撤収できるとする規定は設けられていません。

▼昨年来の国会やマスメディアで行われてきた議論は、戦闘地域への派遣を行わないことを前提に、派遣部隊の安全が確保されるかどうかに終始してきたように思われます。紛争地域の現実を踏まえて、平和の構築と維持にどう貢献できるのか、その時にどこまでの危険が許容されるのか。そうした議論を与野党が真摯に戦わせることはありませんでした。世界への貢献こそが日本の安全の源泉であることを再確認しなければなりません。